

令和8年7月10日

審査庁 高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

行政文書の公開及び一部公開決定に関する審査請求について（答申）

令和8年4月28日付け高土第124号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人 ○○○○が、令和7年5月31日付けで高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行った公開請求の内容及び当該請求に対する同年6月16日付け高土第237号決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求の経緯は次のとおりである。

（1） 本件公開請求の内容

審査請求人は、次の文書の公開請求を行った。

ア ○○県○○市○○町○番○号所在の株式会社○○代表取締役○○から令和6年7月4日付けで提出された「公共施設管理者同意申請書」（以下「申請書」という。）に関する文書一切（申請書、申請書添付図書、高松市長の同意書、高松市長の同意に関する起案文書外関係書類）

イ 申請書の表中の項目５の「同意申請の内容」欄に記載された「雨水の放流」、「農道の用途廃止」、「農道の改良工事、舗装」、「水路の床版架け（ＶＳ側溝）」のそれぞれの内容及びそれぞれの場所が分かる資料一切（上記アに含まれるものを除く。）

ウ 上記イに関し、「水路の床版架け（ＶＳ側溝）」は、都市計画法第３２条の同意申請の対象外であると考えるが、高松市長が条件を付して、「水路の床版架け（ＶＳ側溝）」に関し同意を与えている根拠を記載した資料一切

（２） 本件審査請求の経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和７年 ５月３１日	審査請求人から行政文書公開請求書を受付
令和７年 ６月１６日	実施機関が行政文書公開及び一部公開を決定
令和７年 ９月１６日	実施機関が審査請求人から審査請求書を受付
令和８年 ２月２７日	実施機関が審査請求人に対し弁明書を送付
令和８年 ３月１２日	実施機関が審査請求人から反論書を受付

３ 実施機関及び審査請求人の主張

（１） 実施機関の公開及び一部公開の理由

ア 公開するもの

- ・ 公共施設管理者同意申請書

イ 一部公開するもの

- ・ 法定外公共物に関する都市計画法第３２条に規定する公共施設の協議について同意（令和６年７月３０日決裁分）

ウ 一部公開するもののうち、公開しない部分及び理由

（ア） 団体及び法人代表者の印影、事業を営む個人の印影

（理由）

印影については、公表すべき合理的理由及び必要性はなく、偽造等の不正利用につながることも考えられることから、これを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号アに該当。

(イ) 個人の氏名

(理由)

特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当。

(ウ) 法人の取引先情報

(理由)

法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当。

(2) 審査請求の趣旨

情報公開請求で公開を求めた文書中「ウ 上記イに関し、「水路の床版架け（V S 側溝）」は、都市計画法第32条の同意申請の対象外であると考えるが、高松市長が条件を付して、「水路の床版架け（V S 側溝）」に関し同意を与えている根拠を記載した資料一切」に対する高松市長の文書の特定は、違法・不当であるため、これを取り消し、請求内容に該当する行政文書を特定し、全部公開するよう求める。

(3) 審査請求の理由

情報公開請求で公開を求めた文書は、「ウ 上記イに関し、「水路の床版架け（V S 側溝）」は、都市計画法第32条の同意申請の対象外であると考えるが、高松市長が条件を付して、「水路の床版架け（V S 側溝）」に関し同意を与えている根拠を記載した資料一切」である。

これは、公開請求者において、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の区域が「高松市〇〇町〇〇番〇、〇〇番〇及び地先農道」であり、当該区域に水路が含まれていないにもかかわらず、公共施設管理者同意申請に対し、水路に「床版架け（V S 側溝）」の同意を与えた根拠が分からず、当該根拠を知りたいと考えたことによるものである。

しかしながら、高松市長が特定し一部公開決定した文書は、「法定外公共物に関する都市計画法第32条に規定する公共施設の協議について同意（令和6年7月30日決裁分）」のみであり、水路に「床版架け（V S 側溝）」の同意を与えた根拠が示された文書の公開を求めた公開

請求者の請求の主旨からすると、全く的外れな文書の特定となっていることから、請求内容に即した文書を新たに特定し、全部公開すべきである。

(4) 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

ア 開発行為に関する同意申請の対象について

開発行為に関する公共施設の管理者の同意については、都市計画法第32条において、以下のとおり規定している。

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

同法における開発行為に関係がある公共施設とは、開発区域内にある既存の道路、公園、水路等公共の用に供される施設のほか、開発区域外であっても、開発行為の実施に伴って影響を受ける公共施設も含んでおり、開発許可を申請しようとする者(以下、「開発行為者」という。)は、同法32条に基づき、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得る必要がある。

本案件に係る開発行為については、上記の規定に基づき、開発行為に関係がある農道及び水路の施設管理者である本市土地改良課に対し、開発行為者から、「公共施設管理者同意申請書」(以下、「本件同意申請書」という。)が提出されているものである。

審査請求人は、本件同意申請書に、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の区域が、「1 開発区域に含まれる地域の名称及び面積」欄に「高松市〇〇町〇〇番〇、〇〇番〇及び地先農道」と記載していることをもって、当該開発区域に水路が含まれていないと主張しているが、前述のとおり、農道・水路は当該開発区域外ではあるものの、当該開発行為の実施に伴って影響を及ぼす可能性があるものと考えられることから、本市としては、農道・水路は「開発行為に関係がある公共施設」として、同意の対象であると判断している。

また、同意の対象であると判断した農道・水路に係る「5 同意申請の内容」に「雨水の放流、農道の用途廃止、農道の改良工事、舗装、水路の床版架け(V S 側溝)」が明記されているほか、添付された図面においても、該当する水路の床版架け(V S 側溝)箇所が明確に示されている。

以上のことから、高松市長は、「5 同意申請の内容」に記載の水路の床版架け(V S 側溝)を含む「開発行為に関係がある公共施設」を同意申請の対象であると判断し、令和6年7月30日付けで条件を付して同意したものである。

イ 同意の根拠を示した文書の特定について

水路の床版架け(V S 側溝)に同意を与えた根拠は、上記アでも述べたとおりであることから、本件同意申請書が本件公開請求の対象文書であることは明らかであり、また、上記文書以外には、水路の床版架け(V S 側溝)に関して同意を与えた根拠を示す文書を作成又は取得等をしておらず、本市の当該同意申請に係る運用実態に照らしても、同意申請に関して対象となる文書は、本件決定において全て特定されたと判断している。

以上のことから、水路に「床版架け(V S 側溝)」の同意を与えた根拠が示された文書の公開を求める審査請求人の請求の趣旨からも、本件公開請求に係る対象文書の特定は、違法又は不当ではなく、本件決定は適法かつ妥当である。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人が反論書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求は、水路の床版架けとして計画された「V S 側溝」の設置について、高松市長が同意を与えた判断の根拠又は判断過程を示す文書の公開を求めるものであるが、処分庁が特定した行政文書には、当該施設設置について同意を与えるに至った判断理由又は判断過程を示す文書が含まれておらず、公開請求の趣旨に照らして行政文書の特定は不十分であり、本件処分は違法又は不当である。

また、処分庁は、審査請求書に記載された「当該区域に水路が含まれていないにもかかわらず」との部分に着目し、都市計画法第32条における公共施設の範囲について説明しているが、本件審査請求の趣旨は、都市計画法第32条の適用範囲を争うものではない。

審査請求人が公開を求めたのは、水路の床版架けとしてV S 側溝を設置する計画について、高松市長が同意を与えた理由及びその判断過程を示す文書である。

したがって、処分庁の弁明は本件審査請求の趣旨に対する説明となっていない。

ア 公開された文書の内容

本件処分により公開された文書には、おおむね次の文書が含まれている。

- ・ 本件同意申請書（高松市長あて。図面等の添付資料を含む）
- ・ 同意に関する決裁文書（旧図写を含む数種類の図面を含む）
- ・ 同意書

なお、高松市長あての本件同意申請書には、土地改良区及び水利組合を宛先とする同意申請書に対し、両団体が同意した旨の記載及び押印がされた文書が存在し、その写しが、市長あて本件同意申請書の添付資料として提出されている。

イ 本件 V S 側溝計画の性質

本件計画における V S 側溝は、既存水路の上部に設置して水路を暗渠化し、その上部を通行可能とする構造の施設として計画されたものであり、開発事業者の費用により設置される予定であったと審査請求人の理解するところによれば認められる。

このような施設について公共施設管理者が同意を行う場合には、

- ・ 水路管理への影響
- ・ 管理上の支障の有無
- ・ 当該構造物設置の必要性

等について検討が行われることが通常想定される。

しかしながら、本件処分により公開された文書には、そのような検討内容又は判断過程を示す文書は含まれていない。

ウ 土地改良区及び水利組合の同意との関係

本件では、土地改良区及び水利組合に対しても、上記アで記載したとおり、同意申請が行われ、同意された文書が存在する。

また、処分庁は別の手続において、土地改良区及び水利組合と開発事業者が協議を行い、その要望を受けて本件施設を設置することとなった旨を主張している。

しかしながら、処分庁の弁明書には、これら土地改良区及び水利組合との協議及びそれに対する同意が高松市長の同意判断とどのように関係するのかについては明らかにされていない。

すなわち、

- ・ 土地改良区及び水利組合との協議の経緯及び当該協議に対する同意が行政判断の前提とされたのか
- ・ 単なる参考資料にすぎないのか

といった点が明らかではない。

エ 協議の存在を前提とした文書の可能性

処分庁が主張するように、土地改良区及び水利組合と開発事業者との間で協議が行われ、その要望に基づいて本件施設の設置が計画され

たのであれば、その協議内容又は経緯を把握するための資料が処分庁において作成又は取得されている可能性がある。

しかしながら、そのような文書は公開されていない。

オ 決裁文書における判断過程資料の欠如

公開された文書には、高松市長による同意に関する決裁文書が含まれている。しかしながら、当該決裁文書にはV S側溝設置に同意する理由を示す文書は添付されておらず、また判断理由又は判断過程を示す資料も添付されていない。

カ 決裁添付資料の性質

当該決裁文書の添付資料としては、「旧図写を含む数種類の図面」が本件同意申請書とは別途添付されている。

しかし、これらはいずれも対象施設の位置又は周辺の状況等を示す資料にすぎず、V S側溝設置の必要性又はその判断理由を示す検討資料ではない。

キ 文書特定の不十分性

本件公開請求は、V S側溝設置について同意を与えた根拠を示す文書一切を対象とするものである。

しかしながら、処分庁は、上記アで記載した文書を特定するにとどまり、当該同意判断の理由又は判断過程を示す行政文書について十分な特定を行っていない。

また、本件において公開された文書には、公共施設管理者として当該施設設置の可否を検討した経過又は判断の根拠を示す文書は確認できない。

本件公開請求の趣旨に照らせば、処分庁において当該判断に係る関係文書の有無について改めて十分な確認を行う必要がある。

以上のとおり、本件処分により公開された文書には、V S側溝について高松市長が同意を与えた判断理由及び判断過程を示す文書が含まれていない。

したがって、本件公開請求の趣旨に照らすと行政文書の特定は不十分であり、本件処分は違法又は不当である。

よって、本件処分は取り消され、改めて適切な文書特定の上で公開決定が行われるべきである。

4 審査会の判断

本件審査請求の趣旨は、実施機関が公開及び一部公開決定処分において特定した対象行政文書以外に対象行政文書が存在し、また、公開請求に係る行政文書についての実施機関の解釈に誤りがあり、審査請求人の求める行政文書が公開されなかったとして、その公開を求めるものと解される。

そのため、当審査会において、審査請求人が存在を主張する行政文書の存否及び対象行政文書の特定について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 審査請求人が存在を主張する行政文書の存否について

行政文書の存否については、過去のある時点において、実施機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、または取得し、実施機関がそれを保有するに至り、その状態がその後も継続している事実が認められる場合に、当該行政文書が存在するものと解することが相当である。

また、審査請求人は、本件同意に伴う実施機関内部の検討、本件同意の利害関係人との間の協議及び本件同意の判断理由に係る行政文書が存在することを前提に、それらが対象行政文書に含まれないことをもって、特定が不十分である旨を述べるが、審査請求人の指摘する事情は、存在の可能性を示すにとどまり、行政文書を実施機関が保有するに至った事実が立証されるとはいえず、また、そのほか、当審査会が確認した限りにおいて、実施機関の保有を裏付ける事実もない。

また、当審査会において、本件同意の状況について、実施機関から聴取した結果、本件同意申請書及びその添付資料のほかにそれらを記録した文書は作成又は取得されず、実施機関における同意申請に係る事務の運用に照らして一般的な取扱いである旨の回答を得ており、こうした実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

こうしたことから、審査請求人が存在を主張する行政文書が存在するとは認められない。

(2) 対象行政文書の特定について

審査請求人の主張によれば、公開を求めた文書に関して「同意を与えている根拠」としている点について、実施機関が特定した文書に、高松市長が同意を与えた理由及びその判断過程を示す文書が含まれていなかったことを問題とするものと解される。

「根拠」の意味するところについては、「判断等の裏付けとなる事実」とであると解される。

実施機関の特定した決裁文書には、本件同意に関する開発行為に係る公共施設及びその関係資料が添付されており、これらは同意の判断に当たり裏付けとなる事実にあたることから、実施機関の特定に不合理な点は認められない。

もちろん、審査請求人の主張するように、「根拠」が判断理由や判断過程の意味で用いられることがないとはいえず、行政文書の特定において、請求者の意図が否定されるべきではない。

しかしながら、本件公開請求に関しては、上記(1)で述べたとおり、審査請求人の求める行政文書は存在しておらず、請求者の意図に反して、特定されるべき行政文書が特定されなかったというべき事情も見受けられないことから、実施機関による対象行政文書の特定に誤りがあるとは認められない。

(3) 結論

以上のことから、審査請求人が公開を主張する行政文書については不存在であるため、1「審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和8年 4月28日	諮問書受理
令和8年 6月 4日	実施機関から非公開理由の聴取及び争点の審査
令和8年 7月10日	答申